

**遡及基準の公表に伴う他の会計基準等の改正（案）**

**I. 会計基準において改正が予定されている基準等（会計基準第 70 項）**

- ・ 企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- ・ 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」
- ・ 実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」

上記のうち、四半期財務諸表に関する会計基準及び適用指針については、2010 年 1 月以降、四半期財務諸表に固有の遡及処理等に関連した改正の検討を行う予定である。

Ⅱ. 検討する改正の内容分類(案)

(1) 遡及基準公表後速やかに改正手続を進めるもの

会計基準等	該当項	改正事項	参照
セグメント情報等の開示に関する会計基準	第 16 項、第 27 項、第 76 項	表示方法の変更に関する取扱い	審議(4)-3
1 株当たり当期純利益に関する会計基準	第 19 項、第 30 項、第 30-2 項、第 30-3 項、第 31 項、第 32 項、第 51 項、第 60 項、第 61 項、	会計方針の変更、誤謬の訂正及び株式併合等の場合の EPS 計算	審議(4)-4 審議(4)-5 I
同適用指針	第 36-2 項、第 41 項、第 42 項		
固定資産の減損に係る会計基準の適用指針	第 69 項、第 86 項	臨時償却に関する記述の削除	審議(4)-5 I
連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い	当面の取扱い(5)の削除	連結修正を行う項目から、会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正を削除	
持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い	脚注の修正		
繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い	3(7)	注記に関する表現を修正	

(2) 他 PJ で検討された会計基準改正時に合わせて改正を行うもの（審議（４）-5Ⅱ）

会計基準等	改正予定時期	該当項	影響	PJ
株主資本等変動計算書に関する会計基準	2010 年第 1 四半期	第 6 項、第 8 項	表示様式	F/S 表示 PJ
同適用指針		記載様式		
事業分離等に関する会計基準	2010 年第 1 四半期以降	第 112 項	なし	企業結合等 PJ
連結財務諸表に関する会計基準	2010 年第 1 四半期	第 43 項(3)	注記	F/S 表示 PJ、特別目的会社 PJ

(3) 他基準で改正の要否の検討が行われるもの

基準等の名称	PJ 名	PJ での改正時期	遡及関連改正事項
企業結合会計基準、事業分離等会計基準等	企業結合 PJ	2010 年第 4 四半期	条件付対価、暫定的な会計処理等
保有目的変更当面の取扱い	金融商品 PJ	2010 年第 1 四半期 (PITF26 号関係)、2011 年 (保有目的区分)	保有目的区分の位置づけ

以上